

## (二) 村の政治

文祿四年(一五九五)豊臣秀吉は諸国の検地を行い、庄、保、郷、里等の名称を廃して国、郡、村の三つに分けて地方行政の基本としたが、次で徳川幕府は町、浦、島、浜等の政治単位を認めた。そして元和五年(一六一九)の知行帳によると安南郡(後の安芸郡)の村数は三十九で、平谷、川角は大屋、押込と共に矢野村に属しており、その後各村とも多少の変遷はあつたが、ともかく江戸時代に入つて検地を契機として村が生活協同体としての性格をもつてくるわけである。事実、当時の政治は村を対象として行われたのであり、村を構成する個々人は直接藩の対象ではなかつた。こゝに近世の村の性格があつた。

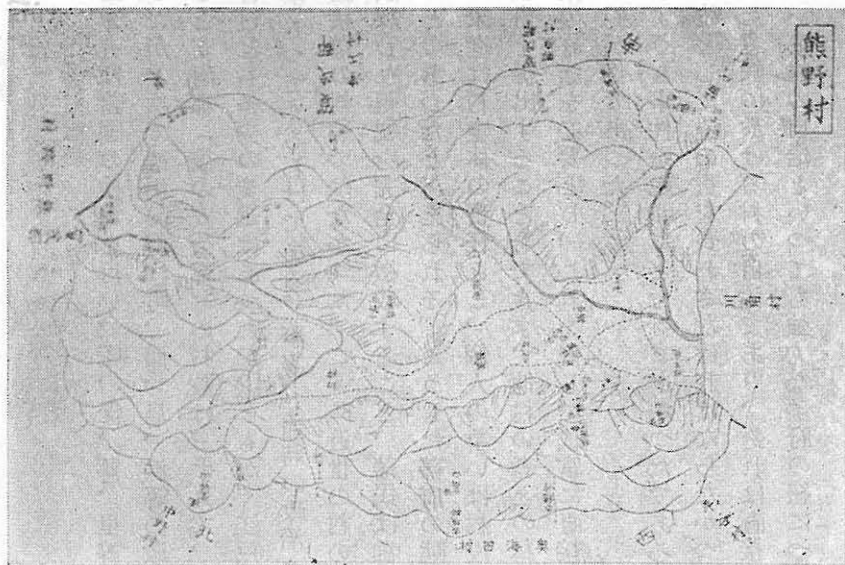
当時の藩政の基本方針は賦課した租税を完全に徴收すること、藩民は御法度筋をよく心得、正直を守り、質素儉約、家業に精励することであつたと考えられる。こうした藩府の態度は一面、公儀に対しては絶対服従を強制し、一個人の租税の未進は村全体の責任とし、個人の争いは村役人にまでその責を及ぼしたのである。また百姓は直接代官に願書を提出することもできず、他村の者との私的な交渉も自由に許されなかつた。こうした場合には共に村役人の許諾を必要とし、これを侵して代官に直接訴へ出た時は直訴(越訴)として罰せられ五人組に預けられるのが例であつた。

藩府は藩民が藩府を煩わすような事件を起すことを好まなかつたであろうし、賦課した租税を完全に徴收せしめる上に於ても、村を単位としてその責を負わさなければならなかつた。若し村に許された自治というもの認めらば、こうした意味に於ける村の自治であり、それは直接村の政治を担当する村役人の性格を示すものでもある。しかし一応村の自治といつても強力な藩府の紐につながれた制限つきの自治であつたことには変りない。

一村の首長である庄屋の上級機関で百姓中から任命される郡役人には割庄屋、社倉支配役(註1)山目付等

があつた。文政年中の安芸郡では割庄屋四、割庄屋同格、割庄屋格、同見習六、町年寄二、山目付二、社倉支配役四であつた。(註2)

こゝに割庄屋同格とか割庄屋格というのは格式を示すのであり、郡政に関しては連名で加判しておるが、役名である割庄屋とはいさゝか異つている。割庄屋見習にも加判を認めるが、これは庄屋見習等と同じく将来その地位が約束せられておつたものが多いのを見てもその性格が窺えると思う。年寄は庄屋が地方の行政にあつたのに対して町屋のそれを担当した。前記の町年寄二は安芸郡では海田市町と蒲刈上つ瀬町であり、この町年寄は割庄屋の支配は受けなかつた。また山目



文化、文政頃(約百五十年前)の熊野村(芸藩通志)

付は山守役とも言われたが御山方の支配下であり、御建山、御留山や御用木の管理並びに林務行政一般を担当した。この支配下にあつたのが村の山番で、下山守ともいわれていた。社倉支配役は天明六年(一七八六)はじめて設置せられ社倉穀の管理運用にあたりこの下に村におるのが麦庄屋と言われる社倉十人組頭取や長百姓が兼ねる社倉十人組頭である。なお郡方は、郡代ともいわれた郡御奉行の支配下であり、その下に数郡を受持つ郡廻り(安芸郡は時代により違ふと思うが沼田、佐伯、山県等と合わせて一人)がおり、郡に御代官がいた。この

御代官の下に附属の番組がいてそれ〴〵郡方の行政を担当したわけである。郡府は御代官所または郡御役所と呼び、安芸郡は船越村包浦にあつた。また割庄屋は郡廻りが数郡を受持つたように、数村を受持つて郡役所と各村との連絡調整を行つた。これが村組である。安芸郡は口組、中組、上組、浦組に分れており、熊野は下瀬野、上瀬野等と共に上組に属しておつた(註3) たゞしこの村組は固定したものではなかつたようだ。

村役人としては庄屋と組頭が挙げられるが、これらは郡廻り代官連名の辞令で百姓中から藩府が任命した(註4) 庄屋の任命は一応割庄屋の人選になつているが、割庄屋は村の旧家筋から選んだようである。事実浅野氏が入国した当時の庄屋は殆ど戦国武士の後裔であり、村に土着したこれらの旧家筋と言われるものが交替して就任している。熊野村の庄屋家にもこうしたことは実証し得るようだ。たゞし川角村の庄屋家は一軒であつたらしい。そして役儀は世襲的であり、割庄屋の人選もこの域を出るものではなかつたと思う。また庄屋は村民(本百姓)の選挙による場合もあつたらしいが、熊野村ではまだこの例を見ていない。庄屋の数は村高によつて相違があつたようで川角、平谷は各一人熊野は二人であつた。



文化、文政頃(約百五十年前)の平谷村(芸藩通志)

時代により違ふと思うが、その一人の分担は異地、出来庭、中溝、萩原、城之堀で、他の一人は初神、新宮であつた。たゞし問題は残されている。(註5) 庄屋の地位は藩府でも保護を与えている節があり、庄屋自身相当の権威を感じており、「一村の庄屋は其村の人獣草木までも被為預置候役」と思いあがることもあつたのであろう。もちろん庄屋は帯刀を許されていた(註6)熊野村の人で他村の庄屋になつてゐる例があるが(註7) こうしたところからも庄屋の性格が窺えると思う。事実、新しく庄屋になる為には庄屋家と縁組をして家筋を新しくする必要もあつたが、同時にその根底には財力が大きく左右し、多額の米銀を上納することが大切であつた。格式についても前にも述べたが米銀上納による場合が多かつたようである(註8) 庄屋の職分については安政二年の初寄合格式帳(註9)等によつてもその一般を窺うことができるが、具体的には現在庄屋許に残されている諸書き付けや諸帳簿によつて概要を知ることができる。すなわち

- 一、検地帳(検地帳、地詰帳、地こ婦里本帳、畝高水帳、畝高切控)惣高書出帳、指出帳
- 二、免割状 有米目録
- 三、御免割下札人別納帳、惣割算用目録
- 四、夏上リ諸役米銀一步米村入役共割帳、秋上リ諸役米銀村入役共割帳
- 五、郡方御割銀並村入役共割帳 郡割銀取立人別控帳
- 六、村中諸入夫並入役帳、御用人足出払帳
- 七、酉(取)不足割人別控帳、諸出米所払夫方過未進指算用帳
- 八、人馬改目録、宗旨御改帳
- 九、村内難渋者人数書ぬき帳 社倉麦出入算用帳 社倉麦救捨仕捌帳、御困初貸付入用帳、取立不成麦仕出帳
- 十、御山帳写御獵方御入込ニ付諸入用帳
- 十一、村用日記、永代日記、萬覚帳

等である。庄屋には毎年郡府に提出する書類があつたようであるが、ともかく庄屋の職務としてオ一に挙げ



文化、文政頃(約百五十年前)の川角村(芸藩通志)

られるのは租税収納であろう。租税は既に述べたように受村であり、村として租税を完納しなければならぬところに庄屋の責務があつた。たとえ租税は村として完納せられたとしても、農民の中には未進者もあつたに違ひない。それは村内難渋者書ぬき帳等でも想像できることである。熊野には確かな例を見ないが、こうした未進者には百姓職を取上げる追揚げという制度があつて、未進者の田畑等を村で処分し、百姓は完全に無一物にされるといふ悲劇も行われたわけである。このように庄屋の務の第一は租税収納の事であつたが、それは藩府の強い要請であり、当然のなりゆきであつた(註10) 庄屋の職務として次に考えられることは藩府の命令を如何にして村民に伝達し徹底させるかということであつたろう。庄屋家に残されている記録には、御触書や態申遣等の示達がこくめに綴られており、日記にもその全文が記されている。またこの触書等は各村に責任をもつて廻されておるところに藩府の態度が認められるのである。(註11) こうして庄屋の許に達せられた藩命は村民に伝えられなければならないが、それには庄屋は長百姓を集めて示したわけである。村入役に「庄屋許に罷出御飯



米」とあり、これらは免割等を主とした費用であろうが、とにかく長百姓が果した役割は想像できる。長百姓はそれを郷組に持ち帰って、毎月定日に開かれる小寄講の席上で伝達し協議したのである。庄屋の務の第三は出入口論等の抑制調停であつた。現在、旧庄屋家に残されていて、その痕跡らしいものに「所蔵」があるが、それは当時の罪人を收容したものであらうと思われる。よからぬ行いをする者のあることは、今も昔も変りはないのであらうか、例外として原因は詳かにしないが半六事件等は郡府の吟味を受けているようであるが、一般に村方の立場としては村内に起つた事件は、村内で処理したい気持が実際に働いていたのであらう。こゝに一村の首長としての庄屋の率領があつて、村自治の性格が見られるわけである。いずれにしても、こうした事件の発生はとりもなおさず村方の負担を招いて、歓迎すべきことではなかつた。また村人も盗賊等に対しては協同して搜索にあたつていようである（註12）その外庄屋は田地売買等の証文に加判しているが、いわば今日の土地登記の証認を行つていたと思える。こうして庄屋の職務は村政の担当者としていろ／＼な面にわたつているが、村役人として態度はあらゆる面から規制せられ要請せられているようである。（註13）

こゝに給庄屋というものがあつた、現在、単に庄屋という呼び名で一般に伝えられている。この給庄屋は村高と貢租の項で述べた給地方の租米上納にあつたわけで、旧給庄屋家には（百姓人別）畝高水帖が今も保存されているのを見る。

組頭は庄屋の補佐役であり、その任命は庄屋の場合と同様であつたが、宝永元年の定の「百五拾石以下の村は組頭無之様に申付候事村に寄り組頭なくては長百姓給分遣し候て成りとも諸用申付」によつて大体は想像できる。組頭の数は庄屋一人に対して二人、庄屋二人に対して四人が普通らしいが、いちがいに言えないようである。組頭はあくまでも庄屋の補佐役で、庄屋の事務代理者とはならなかつたと言われるが、組頭の中には将来庄屋の地位を約束せられていたものもあつたらしい。しかし、いずれにしてもその格式は庄屋の下であつたことには間違いない。村から郡府へ出す公文書等には組頭は庄屋と共に名を連ねており、郡府からの達しには庄屋名の次に「組頭百姓共」と記されている。庄屋や組頭等には給米があつたが、給知方では組頭の給米は負担しなかつた。租税収納に關しての組頭の事務の一般は、庄屋の許にある土地台帖に基づいて高寄帳または割高帳のような名寄を作製し組内の人別高辻を明らかにし、それに取立免を乗じて各人の納額を決定したわけである。これも庄屋補佐の一面である。

年行司は村役人ではなかつたが、庄屋を補佐し、村入用の取立や支払い等に關係しておつた。天保十二年（一八四一）の高田郡三田村提出の「年行司の儀は相定め居不申年番にて長百姓より相勤め申候先年は別に年行司相定め居候へども長百姓年番に相勤め候は、年々相互に励み合ひ入役減少の一助に可相成と申値年番に仕候」によると、年行司は専任者を設ける場合と、長百姓が年番に交代して勤務する場合があつたようである。年行司の職務については村入役の取立や支払いであるが、当時は予算も作らない習慣であり、随つて庄屋の村費支出は自然放漫に流れやすかつたであらうし、この意味に於て百姓の村役人に対する目附役としての性格を濃厚に持つていたと思われる。こうした年行司の性格が村の政治にどの程度生かされたかは知らないが、当時の政治機構を知ることができる。熊野村の天保頃の年行司は七人であつたというが、なお考えたい。（註14）

長百姓は庄屋の任命するところであつたが郷組の代表者で、農民中の顔役であり、地についた実力者であつた。郷は五人組の上に位する行政単位で、その境域は小谷（小迫）であり、家の姓と小谷の名称が一致しているものがあるのに気づくのである。事実、小谷の内に生活する家の祖先は数戸のものに帰着するようである。長百姓は百姓の代表として、村政運営に關して強い発言力を持つていたらしい。すなわち六月の一步米、七里米の割、九月の一步米の割、免割、夫割、郡割等の実際に立ちあひ、村入用の調達、支払いにも庄屋は長百姓の協力を得た。村に何人長百姓がいたかは一つの課題であらうが、熊野村の延享三年（一七四六）

の地こ婦里本帳に名を連ねている長百姓は七人で、今は長百姓代表としても言つてよいものだと思つている。また川角村の文化十二年(一八一五)の「国郡志御編集二付諸地書出帳」には長百姓二名が連名している。こうしたところからも長百姓の働きは想像してよい。

筆取は庄屋の書記であり、小走りは給仕や雑役にあたるものである。その外送り番、山番等についての村の記録があるが多くの触れないことにする。

以上の人達が直接村の政治を担当しておつたわけであるが、各時代の村役人以下の名を知ることが甚だ困難である。われわれとしては種々の史料に載せられているものを整理して時代づけをするより外に方法はないが、後考を待つこととして次に掲げておきたい。

年 代	庄 屋 (熊野)	組 頭 (熊野)	年 代	庄 屋 (平谷)	山目附 (熊野)
享保五年(一七三〇)頃 延享三年(一七五〇)頃 宝暦六年(一七五七)頃 天明四年(一七八四)頃 寛政九年(一七九七)頃 文政三年(一八〇〇)頃 文政五年(一八〇三)頃 天保三年(一八三二)頃 天保十年(一八三九)頃 安政元年(一八五〇)頃 慶応元年(一八五五)頃	新左衛門 同、孫右衛門 利右衛門、作十郎 千(仙)右衛門、助右衛門 藤兵衛、仙右衛門 千(仙)兵衛、萩野彦太郎 同、利兵衛 同、市郎左衛門 山田屋祖平次、同 健太郎、同 謙次郎(安政四年) 健太郎、謙次郎	作右衛門、平三郎、新四郎 作十郎、志兵衛、利右衛門 幸八、幸右衛門 彦四郎、兵三郎、孫三 千兵衛、小右衛門、甚吉 忠次郎 忠左衛門、彦十郎、五右衛門 利兵衛、九郎三郎、半八 作太郎 幸次郎 同 健太郎、明之助、勘三郎 長兵衛、彦三郎 住屋長左衛門、謙次郎、菊右衛門、与三兵衛(文久頃) 右衛門、彦三郎、菊右衛門、裕四郎(明治二年)	天正九年(一六二二)頃 慶長二年(一五九七)頃 貞享四年(一七二七)頃 正徳四年(一七三三)頃 天正六年(一七〇八)頃 慶長四年(一五九九)頃 寛永十年(一六三三)頃 寛安三年(一六五〇)頃 元祿二年(一六八七)頃 享保二年(一七二七)頃 元文二年(一七三七)頃 宝暦七年(一七五七)頃 安永三年(一七七三)頃 天明四年(一七八四)頃 寛政二十年(一八〇九)頃 天保二年(一八三二)頃 以降	堀山新左衛門 堀山治兵衛 堀山新三郎 堀山治兵衛 四郎右衛門 孫右衛門 四郎右衛門 伝三郎 四郎右衛門 伝兵衛 吉兵衛 源兵衛 太兵衛 四郎右衛門(註) 彌七郎 四郎右衛門 四郎右衛門 四郎右衛門	山目附(熊野) 文化八年(一八二二)祖平次 社倉支配役(熊野) 天保十三年(一八三九)祖平次 明治二年(一八六七)健太郎 社倉十人組頭取(熊野) 天保十三年(一八三九)明之助 安政元年(一八五〇)菊右衛門 安政元年(一八五〇)彦三郎 安政五年(一八五五)彦三郎 年行司(熊野) 文化十二年(一八五五) 佐々木所平、伴右衛門 嘉永、文久頃 源次郎

備考  
川角村の庄屋について註の四郎右衛門は寛政五年(一七九四)まで、太兵衛は宝暦より安永三年(一七七三)まで勤務の史料があり、今決定を保留する。

村の自治組織に五人組というものがあり、五戸を一組とし、その中の一軒を五人組頭とし、相互扶助と連帯責任を強調した。しかし熊野村等でこの制度が、どのように行われていたかは現在明らかにする資料を見ない。隣村の矢野村でも御触之儀五人組頭御請印形帳も実は徒黨一揆の禁制であり一般にいわれる五人組帳ではない(註16)として、暗にそれが形式的な存在であつたことを示唆しているようである。熊野でもこれについての資料を認めないのは、こんなところに理由があるのであろう。そして五人組にかわつて社倉十人組が表面にあらわれてくるわけである。勿論十人組の名は古くからあつたようである(註16)あるが、隣村の押込村孫六社倉吏貯方本法成就之趣法立写(註17)によると、「五人組ヲ武組合拾人組ニ仕候」とあり、同じような記事が佐伯那誌社倉法の項(註18)に見える。「この法に組合法あり。貧民の人口五人が一組の制なれども五人組二箇を以て一組と定め十人組頭を置き此者は帳簿を設けて組合の人別家族調をなし置くのみならず、平素各自の性質等に注意し還納時期等に至りて不納又は脱送等の予防をなす。十人組頭は通常与頭の次に班せり。一村には十人組頭取一人を置く。庄屋の次に班せり。一郡に社倉支配役三、四人を置き割庄屋の次に班せり。其内一人を頭取となし割庄屋に匹敵す。皆官選にして今の所謂名譽職なり。社倉事務は該村庄屋与頭等も之を管理するの責任あれども実務には前記の役人之に当る」これらによると五人組の存在は当然認められるし、熊野村等でも押込村の社倉を做つた節もあり(註19)その例外ではないが、ともかく江戸時代中期以後は社倉法の十人組が五人組にかわつたと言えらると思う。近世の農民は村のこうした枠の中に生活したのである。



註1 熊野村や川角村で割庄屋になつた者の名はまだ見ないが、社倉支配役には天保十三(安政五年)の山本屋祖平次、明治二年の庄屋健太郎等がある。(永代日記、佐々木高博氏藏)

註2 広島藩農村考

註3 文政寅年(天保申迄)諸書付印帖、庄屋祖里四郎右衛門(織田信氏藏)

熊申遣

当郡組合別谷目左ノ通り相致引受申付并社倉支配役も其組合限り社倉引受申付勿論村々者は迄之通り組合申付条此旨相心得何用厚ク力入可被勤當時之通申聞候者也

- 口組 割庄屋 養兵衛 社倉支配役 徳兵衛
- 中組 同 太兵衛 同 □三郎
- 上組 同 孫兵衛 同 清右衛門
- 浦組 同 市郎右衛門 同 新左衛門
- 子(文政十一年)六月 安芸郡 郡役所

前段之通以来其組合村之旨上組ノ御心得可被成候

子六月廿日 野村孫兵衛

註4 佐々木高博氏藏

申渡

一、熊野村と頭 健太郎 其方儀野村と頭差免同村庄屋役申付候条此旨相心得諸帖面念入受取相役者等申合萬端厚力入可相勤者也

佐藤 権六印 熊谷文之進印

寅十二月朔日

野田七郎右衛門印

一、村内諸出入口人賄方双方吟味之上非分なる方より出を可申事  
一、御建山御留山江入込候間敷然入込し而物入等出来し候し候ハ、不残其ものより出させ可申事

一、博奕賭之勝負其方通ニテ吟味取扱候ものの手錠を打所藏江入可申宿元は殊に(中略)召捕せ御注進可申上候事

一、免割九月中にいたし十月は後見込欠算用翌年三月中ニ説開可申事

一、惣割方并組ノ百姓未進出来し候長百姓立会之上田地証文ニ入借替いたし候も其出石ニ足り候未進いたし申聞敷之事

一、但役人ノ引見無之様いたし可申自然宿ニ相成候節ハ其組限り□キ可申事

一、腰林江入込候もの捕エ候得者為過料米三斗其もの取立候ハ主へ相渡可申事

一、野山小松立江さしさはり候もの捕エ申出候もの江者褒美として米式斗其主より取立申出候者へ遣可申候尤山番ハ役所の事右不及其儀之事

一、旅人村内ニ無願ニテ居候分正月廿日限立去らせ可申若立去不申候得ハかわた共江申付立去らせ可申尙借屋主へ都而申付之儀勿論之事  
一、他所より銀借用いたし差料諸入用筋出来候得ハ去る丑年御触書通り其主より出□可申事

卯正月十一日

用所

註10 文化九年申(一八一二)十一月二十八日 郡方諸被仰出御法度写帖(梶山佐利氏藏)

一、御年貢の儀者種おろし之節程吟味厚いたし速ニ申付有之趣ニ随ひ米扱方は勿論纏俵まで念入收納割日限払ひ後レニ不相成様可致云々

註5 文久頃、社米中薄、出来陸、裁原(佐々木高博氏藏)

佐々木のものに城之堀が除かれている。しかし富田のものにも城之堀関係の史料は特別に認められない。

註6 永代日記(佐々木高博氏藏)

熊申遣

即今形勢ニ付此場合庄屋以上之者ハ一同帶刀被差免候間彌心筋向厚心を掛都而切迫之場合ニ付人心引立いつにても報告之志を磨き□国之力を以邦家堅実之御備相成様別而厚駈引可致者也

- 割庄屋 与兵衛
- 同 甚内
- 同 佐右衛門
- 同 孫次郎
- 同見習 沢原堅太郎

註7 註6の永代日記

安政四年(一八五七)七月三日山本屋盡三郎栃原村庄屋相成、天保十年(一八一三)六月十七日千兵衛仲来助焼山村庄屋ニ相成

矢野町史所載、明治三年(一八〇七)矢野村差出帖(宇都宮家藏)

庄屋熊野村より遣持役儀二代 繁(半田) 渡辺勘左衛門

註8 註6の永代日記

八月二十四日(慶応二年、二五二六)

一、村々志候者金式拾兩差出候得者御役格一段上ケ御座候として郡役所片岡一郎様当御役所松浦留三郎様当所御泊風迄 長百姓共迄御説得有之金子差出候者へ後日御賞役人格被仰付候事

註9 佐々木高博氏藏

文化十年(一八一三)覚(和田実行氏藏)

一、郡割諸入用其外割賦等毎年御代官中吟味之上被申付候事ニ候間違背仕間敷候事

一、所務之儀米拵念を入纏俵相成ニ宜敷仕立請米之節直し無之様ニ可仕候米出来候者百姓人別ニ收納割仕此方ノ相究候日限無滞納所仕らせ可申候納所不相落内米売私不申候様稠敷可申付候是等之趣外相聞候者其百姓ハ不及申給庄屋まで可為曲事(傍点筆者)

註11 註10の郡方諸被仰出御法度写帖の奥書に右之条々堅相守候様村々小百姓末々迄不洩様可申聞者也

申十月 吉田新三郎

- 年 寄
- 割庄屋
- 山目付
- 庄屋
- 社倉十人組頭取
- 組頭

其外役筋之者共

此度吉田新三郎様被仰渡之御書面写し取郡中村々□達仕様被仰付候ニ付則廻達いたし候村々御写し取詰村方追而便りニ私方へ御戻し可被成候 以上

申十月十四日

割庄屋 中野村清左衛門

安芸郡村々御役中様

焼山村方受取二月廿八日夕川角村に相送り申候 また右の御法度写と共に綴じられて申渡ス覚の奥書にも

右条々写し置堅相守末々迄不洩様可申聞候若違背仕ニおゐては急度曲事可申付者也

申十一月

山下勘十郎

松野唯次郎

割庄屋

年寄

村々庄屋

組頭共

御前紙御勘定指上候節被仰出候御書付村々共御写し取早々御口達方

被成尤通り詰より清左衛門方へ御房し可被成爲其如此ニ御座候 以上

申十一月廿日

割庄屋中野村 清左衛門

同 府中村 十兵衛

同 瀬戸島 太郎平

同 上瀬野村 太右衛門

燒山村が受取写し取而正月九日川角村江相送申候尤夕八つ半時に

送申候

註12 註6の永代日記

八月廿九日(慶応二年、二五二六)夜五つ時頃萩原小迫宅盗人居候

趣ニ而村中之者竹鎗鉄炮鎗鎌種々之手持具携出松明灯しときの城山ヲ

包ミ同四つ時引払之事

註13 註10の御法度写に

一、賄路筋之儀段々嚴重被仰出候趣も有之候ニ付心得違不仕様堅相守

可申事

一、また註10の申渡ス覚に

一、郡中村々役人并百姓末々迄も身持暮方の儀ハ兼々申付候趣忘却不仕云々

一、郡割免割夫割之儀兼而申付候通り常々割庄屋とも苦勞ニ仕少しも

失墜無之様可仕候尤村役人とも村用無滞様心を付相勤可申候諸算用之儀ハ別而念入年行司月行司長百姓打寄一筆限り儀論仕り小百姓とも迄も得斗申聞せ疑しき儀無之様可仕候仕来りニ昵ミ不申厚及儀論物入相減し免割欠り候様勘弁仕百姓とも取締第一ニ心を付耕作精出し農具等も丈夫ニ所持仕候様常々可申聞事云々

役向心得方控記(農村考)

役儀は我物と思ふまじき事

役儀は御上のもので被召上候へば百姓なり。たとへば人より物を借り受るも我物のように遺ひがたきものなり。然れば御上より預りもの故、平日役筋に心を遣ひ油断なく深切実意を専ら心掛け可申、たとへば御上之御影にて自ら百姓中も尊敬、御上にも御用ひ被下、いつとなく村も治り御上納を始め能く申納り工事故障も薄く相成り皆村益に相成候。一村の庄屋は其村の人獄草木までも被為預置候役などと相心得、權威がましく振舞いたし百姓中をこまらせ気分高ふり物に募り、是等甚だ不埒の事に候云々

註14 註6の永代日記

天保十年(一八三九)長百姓五、年行司七ニナル(但しいずれも名前は無い。)

註15 矢野町史

註16 広島市史

一、郡中耕作毛付之儀、郡奉行并代官共在々念を入、切々見廻り不荒様にかたく可申付候、少成共あらし候ハ、其もの、事は不及申、其村之庄屋おとな百姓并十八組之曲事ニ可申付候、其上郡奉行代官可為越度事(傍点筆者)

註17 註6の永代日記

註18 吳市史

註19 社倉穀増貯仕法書(佐々木高博氏藏)